

4月1日からの主な見直しのポイント

●ルートの変更

- Aコース** 「下福岡」～「城山公園入口」間を双方向化
- Bコース** 新たに上福岡総合病院への経由ルートを追加
- Cコース** 大井総合支所周辺への経由ルートを追加
- Dコース** 大井総合支所より西の双方向化と、介護予防センターへの経由ルートを追加
- Eコース** 市役所本庁舎と大井総合支所を連絡し、南台・駒西・丸山付近と、満員となって乗り残しが発生していた元福岡・川崎付近を経由

●停留所の新設

- Aコース** 「元福岡（下福岡先回り）」「下福岡」、双方向化により「福岡川袋」「城山公園入口」の既存バス停の反対方面側に設置
- Bコース** 「仲三丁目」「福岡新田」
- Cコース** 「亀久保一丁目」
- Dコース** 双方向化により「亀居銀座」～「桜ヶ丘三丁目」間の既存バス停の反対方面側に設置
- Eコース** 「新田二丁目」～「ふじみ野二丁目」

●停留所の移設・名称変更

- Aコース** 安全性向上のために「花の木中学校前（北側）」「滝二丁目（北側）」を東方向に移設
- Bコース** 安全性向上のために「土橋」「みほの住宅」を西方向に移設、「駒林元町（東側）」を北方向に移設、「薬師堂前」を神明神社前に移設し「薬師堂入口・神明神社前」に名称を変更
- Cコース** 安全性向上のために「旭橋」をセイコーモータースクールの南側に移設、「うれし野ソカ前」を「うれし野二丁目」に名称変更
- Dコース** ルート変更のため「大井浄水場前」を「大井交番前」に移設・統合し「浄水場入口・大井交番前」に名称を変更、「大井西中学校入口」を南方向に移設、「西原住宅」を南方向に移設し「西原住宅入口」に名称を変更、大井図書館の移転のため「大井図書館前」を「市民憩の森前」に名称変更

●利用できるようになります

- ・バスロケーションシステム
- ・交通系 IC カード（パスモ、スイカなど）

凡例

- ＝ A コース
- ＝ B コース
- ＝ C コース
- ＝ D コース
- ＝ E コース（新設）
- ＝ 新規設置した主な停留所
- ＝ 移設、名称変更した主な停留所

ふじみん号（市内循環ワゴン）は、4月1日から見直ししたコース・ダイヤで運行を開始します。運行日と運賃は変更ありません。

市民や行政、バス事業者、学識経験者で構成する「ふじみ野市地域公共交通活性化協議会」が、地域ごとの公共交通の状況、人口分布、需要、安全性や利便性、コストなどを踏まえ、総合的に見直ししました。

国土交通省地域公共交通活性化協議会事務局
（都市計画課）049・220・2072

市内循環ワゴンふじみん号 コース・ダイヤを見直しました



新しいコースマップ

新しいコースとダイヤの詳細は市ホームページか今月の市報と同時に配布しているコースマップをご確認ください。



4月9日(日) 午前7時～午後8時

埼玉県議会議員選挙

4月23日(日) 午前7時～午後8時

ふじみ野市議会議員選挙

問 選挙管理委員会 (TEL 049・262・9006)

投票できる人

▼県議会議員一般選挙

平成17年4月10日までに生まれ、令和4年12月28日までにふじみ野市に住民登録をしている人が投票できます。

※投票日までに県外に転出する人は投票できません。

▼市議会議員一般選挙

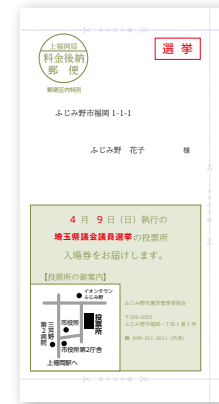
平成17年4月24日までに生まれ、ことし1月15日までにふじみ野市に住民登録をしている人が投票できます。

※投票日までに市外に転出する人は投票できません。

投票所入場券を郵送

入場券は世帯ごとに郵送します。中を開けると、最大6人分の入場券と、指定の投票所の地図が印刷されています。

入場券が届かないときや紛失したとき、投票所へ持ってくるのを



代理投票・点字投票

自分で文字が書けないときは、投票所の補助員が代理で記載します。投票の秘密は守られますので、安心して投票所の係員に申し出てください。

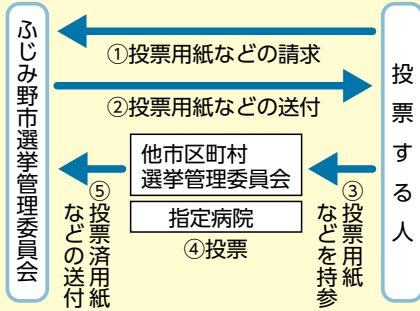
目の不自由な人は、点字による投票ができます。点字器と点字用投票用紙を用意していますので、係員に申し出てください。

不在者投票

出産などで帰省している人、仕事などで他の市町村に滞在している人は、帰省先や滞在先の選挙管理委員会に投票できます。

不在者投票ができる指定病院に入院している人も、入院先の病院

■不在者投票の流れ■



●郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所で投票できないときは、投票用紙などを請求すると郵便で不在者投票ができます。ただし、利用できる人は身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を持っていて、一定の要件に該当する人に限られます。

郵便で投票するときは「郵便等投票証明書」が必要です。要件に該当し、証明書のない人は早めに選挙管理委員会に申請してください。

※県議会議員選挙は4月5日(水)まで、市議会議員選挙は4月19日(水)までに請求してください。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊療養・自宅療養などをしていて、要件に該当する人は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは選挙管理委員会に問い合わせるか、総務省ホームページをご覧ください。



当日投票の流れ

入口の受付から投票終了まで、投票所での滞在時間は5分程度。換気・消毒に留意して実施します。

1 指定された投票所で、入場券を受付に渡す

▼ 忘れた場合は、受付で伝えてください。
※あらかじめ切り取ってお持ちください。

2 投票用紙を受け取る

▼ 用紙を受け取ったら、記載台へ進みます。



3 記載台で候補者の名前を記入する

▼ 記載台の上には、候補者の名前が掲示してあります。
※持参した筆記用具も使用できます。



4 投票箱に投函する



選挙公報を全戸に配布

候補者の氏名、写真、政見、経歴などが書かれている選挙公報をポスティングで各家庭に全戸配布します。投票の参考にしてください。配布される紙面の内容は、市ホームページからご覧いただけます。

忘れたときは、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿と照合し、本人かどうか確認した上でその場で再発行します。



ただけです。
また、公共施設の一部にも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

期日前投票

仕事やレジャーなどの理由で当日投票に行けない人は下記の期間中、期日前投票を行うことができます。市内2カ所（下図参照）で実施しています。入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入した上でお越しください。

▶県議会議員一般選挙

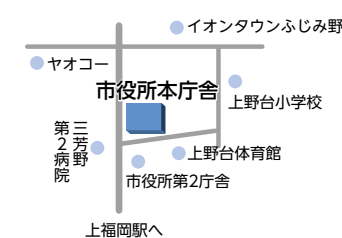
日時 4月1日(土)～8日(土)
午前8時30分～午後8時

▶市議会議員一般選挙

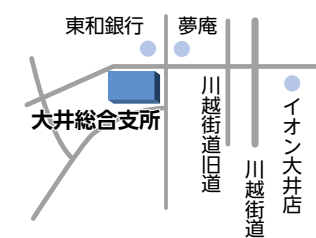
日時 4月17日(月)～22日(土)
午前8時30分～午後8時

期間中、どちらの投票所でも投票できます

■市役所本庁舎1階ギャラリー



■大井総合支所1階会議室



投・開票速報



市ホームページで実施します。

URL <https://www.city.fujimino.saitama.jp/>

投票速報 選挙当日午前9時から
2時間ごとに更新

開票速報 午後10時から開始

開票場所 上野台体育館（市役所本庁舎南側）

※ふじみ野市に選挙権がある人は、開票を参観できます。



新型コロナ

新型コロナウイルス関連情報

このお知らせは、2月15日現在、国から示されている情報をもとに作成しています

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更になる場合があります。
最新の情報は市ホームページをご覧ください。



4月以降のワクチン接種

2月15日現在、オミクロン株対応ワクチンを含む全ての新型コロナワクチン接種の実施期間は、3月31日までの予定です。4月以降のワクチン接種について、現在国は対象者、接種回数、時期、ワクチンの種類などを検討しています。

市は国の方針が決まり次第、すぐに接種できるよう準備を進めています。詳細が決まりましたら、市報や市ホームページなどでお知らせします。

新型コロナウイルスに感染した場合のワクチン接種

新型コロナウイルスに感染した人でも、ワクチン接種を受けることができます。感染後、体調が回復して接種を希望する場合は、接種医にご相談ください。

※オミクロン株対応ワクチンを接種する人は、前回の従来株ワクチンの接種から3カ月以上経過していることが条件となります。なお、オミクロン株対応ワクチン接種は1人1回のみです。

市内における接種状況（全体）

令和5年2月15日現在の接種の状況は次のとおりです。なお、ワクチン接種は本人の意思に基づき接種が行われるものであり、接種状況をお知らせすることで、ワクチン接種を強制するものではありません。

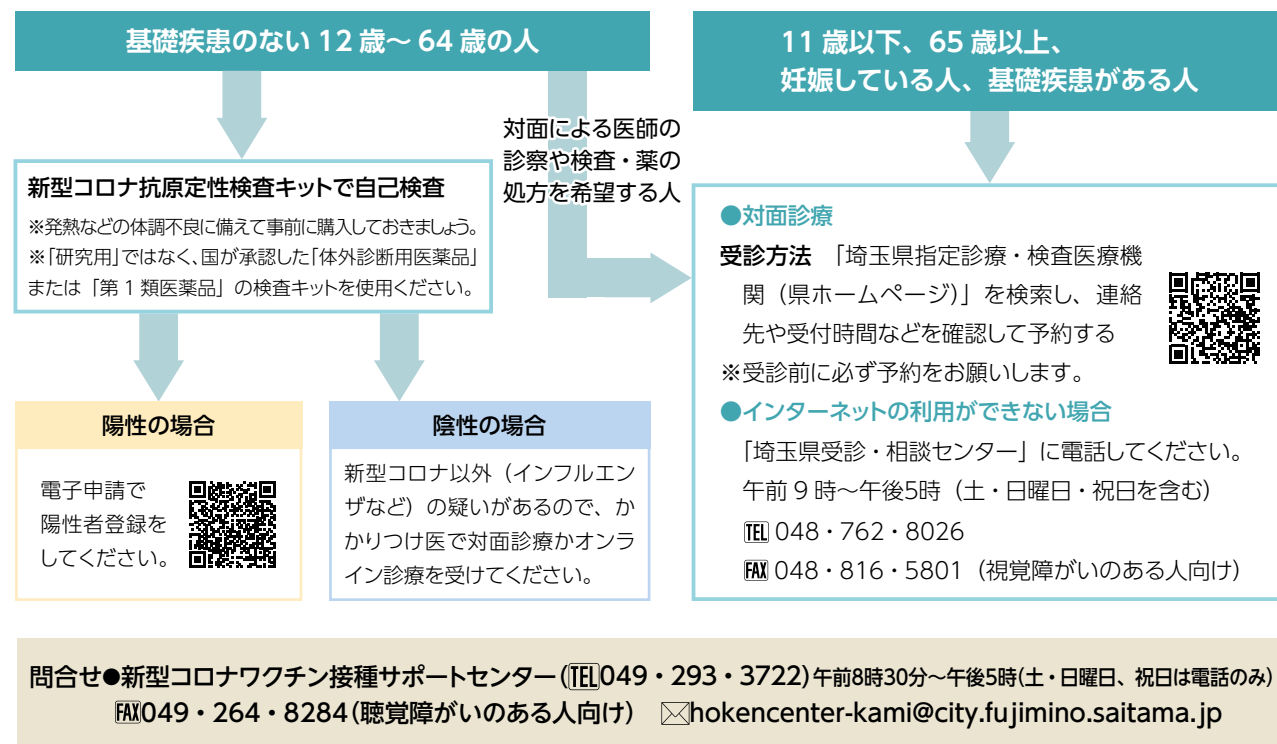
※転入・転出者などの関係で、前回より接種数・割合が減少する場合があります。

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
5～11歳	22.7%	22.0%	46.9%		
12～59歳	89.5%	89.1%	76.3%	48.7%	8.6%
60歳～	94.2%	94.0%	96.4%	90.3%	72.2%

(接種率の母数) 1・2回目：対象者数
3回目以降：前回の接種者数

うち、オミクロン株対応ワクチン接種（12歳以上：再掲）
52.2%

発熱などの症状がある場合の対応（令和5年2月15日現在）



パスポート

旅券（パスポート）の申請手続きを変更



昨年4月の旅券法令改正により、3月27日（月）からパスポートの発給申請などの手続きが変更されます。

●変更内容

①戸籍謄本の提出

パスポート申請手続に必要な戸籍は、これまで戸籍謄本または戸籍抄本のいずれかの提出が必要でしたが、今後は戸籍謄本の提出が必要となります。戸籍抄本では受付できません。

②査証欄の増補の廃止

パスポートの査証欄（ビザページ）の増補ができなくなります。ページがなくなったときは、有効期間が元のパスポートと同じパスポート（残存有効期間同一旅券）か、新たなパス

ポート（切替申請）の申請が必要になります。

③発行後に受領せず、再度、申請した場合の手数料の増額

発行したパスポートを6カ月以内に受領せずに失効し、失効後5年以内に新たなパスポートを申請する際の手数料が通常より高くなります。

※3月27日（月）以降に申請したパスポートが未交付のまま失効した場合に適用されます。

④申請書の変更

パスポート発給などのための申請書が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

※詳しくは、外務省ホームページをご覧ください。

旅券（パスポート）の発給申請手続の一部をオンライン化します

3月27日からパスポートの一部の発給申請などが電子で申請できるようになります。電子申請は、マイナンバーカードとパソコンやスマートフォンを利用して、国のマイナポータルから行います。

※電子申請の場合、原則として、パスポートを受け取る際にだけ窓口にお越しいただきます。

対象 次の全てに該当する人

- ①日本国籍を持つ
- ②ふじみ野市に住民票がある
- ③有効なマイナンバーカードがある

※詳しくは、マイナポータルをご覧ください。



問合せ●出張所（TEL049・261・0353）

自殺対策強化

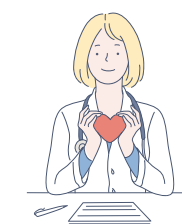
3月は自殺対策強化月間です

自殺は、「追い込まれた末の死」です。

生活困窮や健康問題、勤務問題、家庭問題、学校問題などさまざまな要因が複雑にからみ合い、心理的に追い込まれることにより、うつ病などの精神疾患を発症し、正常な判断が難しくなることが明らかになっています。

自殺は、「防ぐことができる社会問題」です。

心理的な悩みを引き起こすさまざまな要因に対して適切な介入をすることや、自殺に至る前の精神疾患に対して適切な治療をすることで、多くの自殺は防ぐことができます。



悩みを抱え込まず、人に相談したり、相談できる場所を利用したりしましょう

電話相談

●よりそいホットライン

TEL0120・279・338（24時間対応）

●こころの健康相談統一ダイヤル

TEL0570・064・556（24時間対応）

SNS相談

●こころのサポート@埼玉LINE

相談日時 月・日曜日午後9時～午前6時

※3月5日（日）～30日（休）は毎日実施。

●生きづらびっとLINE

相談日時 午前11時～午後4時＝月・水・金・土曜日、午後5時～10時＝月・火・木・金・日曜日



問合せ●保健センター（TEL049・293・9045）